（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　Ｏ06342
金額　1,000,000円
支払期日　平成21年１月17日
支払地　名古屋市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行名古屋営業部
振出日　平成20年11月20日
振出地　名古屋市
振出人　豊島株式会社名古屋本社　代表取締役　豊島　俊明
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　Ｏ06343
金額　97,376円
⑵の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人、最終所持人は⑴の記載に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第６１号
愛媛県今治市中浜町２丁目２番地16
債務者　株式会社日吉屋商店
代表者代表取締役　青野　　享
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
4　破産債権の届出期間　平成21年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成21年10月５日午前11時
松山地方裁判所今治支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第１１１号
北海道札幌市中央区南12条西９丁目３―23
債務者　篠原　元重
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　潤
4　破産債権の届出期間　平成21年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成21年９月28日午後３時
6　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第６２号
愛媛県今治市中浜町２丁目１番地の14
債務者　青野　　享
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
4　破産債権の届出期間　平成21年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成21年10月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第８９号
山口県熊毛郡田布施町大字波野2154番地４
債務者　北瀬　初江
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥　　憲治
4　破産債権の届出期間　平成21年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成21年10月６日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第２６１号
愛知県一宮市観音寺１丁目10番８号　セーフティハイム305号
債務者　大嶽　智弘
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　嗣人
4　破産債権の届出期間　平成21年８月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月27日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第８６８号
宮城県石巻市広渕字長山100番地
債務者　赤坂　　正
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鎌田　健司
4　破産債権の届出期間　平成21年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月６日午後３時10分
6　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２１９号
山梨県山梨市上岩下642番地の５
債務者　田口　明仁
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　達也
4　破産債権の届出期間　平成21年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２０号
山梨県山梨市上岩下642番地の５
債務者　田口由美子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　達也
4　破産債権の届出期間　平成21年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８４号
福岡県久留米市御井旗崎４丁目７番17―401号
債務者　小嶋　宏和
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗山扶美香
4　破産債権の届出期間　平成21年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１８４号
徳島市飯谷町大ノ上２番地の４
債務者　平岡　知見
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志摩　恭臣
4　破産債権の届出期間　平成21年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月８日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５号
奈良県吉野郡大淀町桧大字垣本1976番地の２
債務者　松谷　忠房
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　弘光
4　破産債権の届出期間　平成21年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第１８５１号
愛知県愛知郡長久手町作田１丁目106番地　シャトー長湫108号
債務者　麺屋黒船一宮店こと　加納　真二
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加塚　裕師
4　破産債権の届出期間　平成21年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６９号
長崎県長崎市北浦町1983番地79
債務者　濵浦　昌子（旧姓赤瀬）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川添　　志
4　破産債権の届出期間　平成21年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月９日午後３時15分
6　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係